

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 蜂谷工業株式会社
法人番号 : 7260001005412
業者の住所 : 岡山県岡山市北区鹿田町 1 - 3 - 1 6
- 2 指名停止の期間 : ①令和 6 年 2 月 13 日～令和 6 年 9 月 12 日 (7 か月)
②令和 6 年 2 月 13 日～令和 6 年 6 月 12 日 (4 か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : ①中国地区
②北海道地区、東北地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、近畿地区、四国地区、九州沖縄地区

4 事実概要

当該事業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を複数年にわたり、技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 5 年 11 月 28 日、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 45 日間）を受けた。

また同日、建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 22 日間）を受けた。

さらに同日、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)